

## 別編

### 12 山梨県における土師器編年

菊島美夫

今回調査の出土資料を整理した結果条里遺構および住居址ならびに同包含地出土の土師器は和泉式一鬼高式一国分式の型式に該当するものであることが確認されるに至ったので、これを機会により具体的な山梨県下の土師器編年を試みることにし、資料的には関連ある他遺跡出土のものも併せ補いながら考察の便とした。

#### (1) 研究史

南関東における土師器編年の基本的体系が確立されたのは1946年のことであり、杉原莊介の手によるものであった。すなわち土師器の四期編年であり、和泉式一鬼高式一真間一国分式に分類した。<sup>①</sup>その後和泉式以前に五領式の存在が考えられるようになり、その研究が開始されたのである。1954年には萩原弘道が前期（和泉式一矢倉台式）一中期（鬼高Ⅰ式一鬼高Ⅱ式）一後期（松岸式一国分式）一末期（日下部式）<sup>③</sup>という編年を発表、1959年には小出義治が五領式一和泉Ⅰ式一和泉Ⅱ式一鬼高Ⅰ式一鬼高Ⅱ式一真間式一国分Ⅰ式一国分Ⅱ式<sup>④</sup>という編年研究を発表したのである。現在更に各型式の細分研究がされ服部、岡田は五領式を2型式に、鬼高式を3型式に、真間式を2型式に細分し、<sup>⑤</sup>杉原は前期一中期一後期一晩期Ⅰ一晩期Ⅱとの編年を発表した。<sup>⑥</sup>又、隣接の県である長野県においては、1955年に平出遺跡調査の結果において第1様式から第7様式までの編年を試みている。

このように土師器編年の研究は活気を呈しているのであるが、山梨県に於いてはどうであろうか。これまでの研究を振返って見ても全くその端緒についたばかりであると言わざるを得ない。編年について最初に触れたのは1958年のことであり、山本寿々雄が「山梨県における土師器編年の資料について（予報）」と題して『銅鐸』14号誌上に発表したものがそれである。山本はここでは土師器の中でも古い型式に接続するものを中心として述べたものであり、編年の方向を打出したものとしては嚆矢である。しかし、これはそれまでの山本の地道な資料集収の成果の上に立脚したものであり、極めて貴重なものではありながら資料の点において空白を残しているものであった。その後山本は1968年に『山梨県の考古学』の中に再び土師器の編年を試みている。<sup>⑦</sup>これは前述の編年に再検討を加えると共に、空白型式のところに資料を追加したものであり、ここにおいて山梨における土師器の編年の指向という立場を明らかにしたといえよう。ただ、20数年前に調査した山梨市日下部中学校聚落跡出土資料について奈良時代、或は奈良時代～平安時代の出土遺物として表現している一連の土師器について再検討がなされべきであったのかも知れないが、これに関して1968年に上野晴朗が発表したものがある。上野は一宮町地内出土

の土師器を集成、分類して五領式（？）—和泉式—鬼高式—真間式—国分式—日下部式という編年を試みている。<sup>⑧</sup>特に問題点となるのは型式名について敢て上野は国分式一日下部式という表現をおこなっている点であるが、それ自身日下部式についての型式は全く定かではない。また各型式別に資料を取りあげたものをあげて見ると、五領式および和泉式については山本と上野の報告が、鬼高式については若月直、<sup>⑨</sup>山本、<sup>⑩</sup>折井忠義等の報告が、国分式については若月、拙者の報告がみられる。しかし、これらの編年、<sup>⑪</sup>型式についての研究は充分なものではなく、これから研究にまつところが多いと言えるのであり、発掘の編年資料をもとに各遺跡間の対比を通してより完全な編年を確立することは手がけたものの当然の役目であろう。

私は今回の調査を通じて多くの発掘資料による編年資料を得たがここでは特に晚期該当の土師器編年に中心を置いて編年を試みたいと考えている。

## （2）和泉式土器

和泉式土師器を出土する遺跡の調査例は僅かであり、その資料も少なく大系づけられてはいない。

1、3は甕であり、口縁部は外反し、胴部との接合部は「く」の字形にまがり、内部には稜を残している。2は壺で口縁部が外反し、胴部がやや長い。口縁部は横撫であり輪積の痕跡が明瞭に見られ、胴部に僅かに箒削が認められる。4、5は高杯で、杯部および脚部が大きく外側に開き、杯部に見られる稜は下方にある。1、3、4、5は東京都和泉遺跡出土品に類似するものであるが、2の壺について<sup>⑯</sup>は胴部の形態から次の鬼高式に入るべきものかもしれない。

資料は今回の発掘資料を使用した。

## （3）鬼高式土器

鬼高式を出す住居址の調査はいまだなされていないので旧蔵のものを資料として述べてみたい。

6は塩山市出土の長甕で、口縁は横撫で、内側底部あたりに箒削状のものが見られ、最大径が胴部中央にある。<sup>⑰</sup>7は笛南中所蔵のものであり、口縁部は横撫、以下胴部は箒によって整形されている。最大径は口径部にある。8は一宮町出土のもので胴は箒で整形され、一条の稜も見られる。最大径は口縁部と胴部中央にある。椀9、10、13は勝沼バイパス396地点出土、11、12は一宮町の出土である。9、13は胴部中央に稜をもち、10～12は口縁部が内彎し胴部に箒整形が見られる。9は丹塗土師器、10、11はA類黒色土師器、13はB類黒色土師器である。14は御坂町八千蔵、15は勝沼バイパス396遺跡、16は御坂町国衙、17は一宮町、18は八代町出土の高杯である。14は口縁部がゆるやかに外反し、下方に稜を残している。15、16の杯は半円状の形態をとるものと考えられる。15はB類黒色土師器、16はA類黒色土師器である。18は口縁部が内傾し全体に丸味をもち、内面に丹が塗ってある。18は杯部、脚部の比が近く、脚が実中で杯部内面は黒漆色、外面が丹塗のA類黒色土師器である。

すべて鬼高式であるが、さらに細分すると杯9、10、11、13は鬼高I式に、長甕6、高杯15～17は鬼

高Ⅱ式に、長甕7、8、高杯18は鬼高Ⅲ式に分類されよう。

#### (4) 真間式土器

本県において真間式の住居址が発掘調査された例はなく多くは語れない。

杯19、20は御坂町八千歳出土のもので、口縁部が内反りであり、底は笠による平底である。資料をわずか2点しか示せなかつたが、一応この杯については真間式のうちⅡ式に該当するものと考えている。<sup>19</sup>なお、最近勝沼町地内から、真間Ⅰ式に該当すると考えられる杯、長甕の出土を確認した。

本県にあって真間式についての報告は僅かであるが、その中で上野晴朗は真間式について「糸切のある土師器の椀、皿類は一般に国分式に比定しており、わが山梨県の場合などは真間式にも見られ」とその見解を述べている。<sup>20</sup>真間式は今日に至ってようやく型式が固定化したものであるが、真間式について詳しく述べたものに岩崎卓也の論文があるのでそれを参考にのべて検討の材料としたい。<sup>21</sup>

岩崎による、真間式の特徴については

- ① 杯形土器は盤状の浅いものとなり、須恵器の模作から離れてくること。
- ② 技術の向上に裏付けられて極度に薄手の長甕形土器を伴うこと。
- ③ 高台付土器をしばしば伴出するが、糸切底の土器をともなうことはほとんどない。

との3点をあげており、土師器に糸切底が認められることは断じてないことを述べている。

私は真間式の杯形土器は盤状の浅いものと、平底で糸切を有しないものの2類があるものと考えているが、真間式の型式を決定するには長甕形土器の存在が大きな要素となると考えるので、真間式の型式分類は慎重に検討する必要があると言えよう。真間式を出す遺跡が発掘調査されていない現在では資料の提示なくいたずらに編年を論することは、編年自体を混乱させるばかりでなく、研究者を困惑させるものの何ものでもないことを付記しておかなければならない。

#### (5) 国 分 式

国分式について南関東においては国分Ⅰ式—国分Ⅱ式の編年が一般的であり、岡田淳子、服部敬史は更に国分式がいくつかの段階に細分されるであろうことを述べている。<sup>22</sup>山梨県下においても山本は国分Ⅰ—国分Ⅱ式の編年を用い対比しているので、これに従うこととする。<sup>23</sup>

##### (イ) 国 分 Ⅰ 式

今まで発掘調査によって得られた資料はなく、すべて旧蔵のものであり、器形や組合せについてその多くがなお不明である。

ここにあげた資料は杯のみであり、21が勝沼バイパス 396地点、22~26が一宮町地内出土である。21~22は口縁部が外反し、23~26のものは口縁部がやや内反気味のものである。21は軽整彫による稜が著しく、他のものは笠目が顕著であり、共に器肉厚く、底は糸切痕が明瞭に見られる。

国分Ⅰ式と次の国分Ⅱ式との区別は、底の糸切痕が笠削りされず、かつ胴部の笠削りもなく、器肉

が次のⅡ式と比べ厚い点と口縁部形態の違いにおいた。

## (d) 国分Ⅱ式

国分Ⅱ式の範疇に入るとして今回の勝沼バイパス杭No.396地点遺跡、1971年に調査された末木遺跡<sup>25)</sup>、1949年に調査された日下部中学校々庭遺跡などがあげられる。この3遺跡出土の資料を使って国分Ⅱ式がどんな内容のものであるか見てみたい。

まずこれら遺跡の概観をし、更に年代について触れてみよう。

### 勝沼バイパス杭No.396 地点遺跡

2基の住居址が重複された状態で発見され、出土遺物は土師器、須恵器、縁・灰釉陶器等である。土師器の器形には甕(43)、鉢(45)、釜、杯(53~57・59)、皿(49~51)、台付椀(61・62)などであり、2つの住居址の間に遺物から時期差は見られない。土師器の甕、鉢、杯、皿、台付椀などは後述の末木遺跡出土品に極めて類似しており、土師器から時期は11世紀後半以降におかれ。なお皿は長野県、平出遺跡第7様式のものに類似性が見られる。須恵器杯蓋の口縁部形態は10世紀末葉以降に見られるものである。土師器や須恵器からの年代は上述の如くであるが、更に時期を明確にあらわす資料として第2号址から灰釉陶器の台付椀が出土している。器形は側線が斜めに立ち上がり、脚部は若干低く、長野県、平出遺跡第6様式(10世紀後半から11世紀前半)以降に見られるが、この灰釉陶器は岐阜県東部の姫古窯址にて生産されたものであり、その創業期は猿投山古窯址の折戸53号窯<sup>26)</sup>期にあたり、実年代はおよそ11世紀後半以降におかれている。従って第2号住居址の年代は11世紀後半以降におかれ、第1号住居址もこの辺におかれるものと考える。

### 末木 遺跡

5基の住居址が発見され、このうち2、3、4号住居址は重複した状態であった。出土遺物は土師器、須恵器、縁・灰釉陶器等である。土師器の器形には甕(44)、鉢(46~47)、釜(48)、杯(52・58)、皿、台付椀(60)などが見られ、前述の勝沼バイパス杭No.396地点遺跡出土遺物と同形態をとるものである。

調査報告書は年代を10世紀後葉から11世紀初頭としているが、灰釉陶器の在り方から若干の訂正が必要と考える。即、灰釉陶器の中に岐阜県東部の永田古窯址にて生産された物が相当数見られることである。永田古窯址の創業時期は猿投山古窯址の折戸53号窯期の古い部分におかれるもので、実年代はおよそ11世紀後半におかれている。

従って末木遺跡の年代は11世紀後半におかれるものといえる。

### 日下部中学校々庭遺跡

日下部中学校々庭遺跡は1949年と1957年との前後二回にわたる調査によって、合計28基の住居址が確認された。出土遺物は土師器、須恵器、その他となっており、灰釉陶器が出土したか否かについて

<sup>㉙</sup> は触れていない。時期についてはこれら遺物（灰釉陶器を欠いた）から小出義治は奈良時代末期に若月直は奈良時代末期～平安時代初期と考察したのであった。その後この灰釉陶器を考慮していない年代観は何ら再検討をされないまま、日下部中学校々庭遺跡＝奈良時代末期～平安時代初期と言う『通説』<sup>㉚</sup> の如く、今日の長きに至るまで用いられている。しかし、この「通説」化した年代観も今回の勝沼バイパス杭 No. 396地点遺跡や末木遺跡の調査を通じて、再吟味の必要性ありとの結論に到達したのである。

「通説」再検討のために、日下部中学校々庭遺跡出土遺物の一部が保管されている日下部中学校におもむき、遺物を再度調査したところ以外な事実が判明した。それは今日に至るまで確認されていなかった灰釉陶器が明確に存在していたことである。

これによって日下部中学校々庭遺跡の出土遺物は土師器、須恵器、灰釉陶器、その他であると訂正される。

ここですこし年代についての考察を離れ、先に出土遺物の概観をしてみよう。土師器の器形には甕(27)、筒形土器(28)、鉢(29～31)、釜(32)、杯(36～41)、皿(33～35)、甌(42)、カマドなどがある。甕・鉢は短い口縁部が外反し内側に稜を形成し、内外面に笠(櫛状)整形痕が著しく見られるのが特徴である。杯、皿は器肉薄く、口縁部が玉縁で外反し、胴部が笠削りされると共に底の糸切も同時に笠削りされたものがほとんどである。又、内面に花弁状の笠磨きや、墨書の遺残例も見られる。釜は末木遺跡のものに比べ大型品である。カマドは一部の破片が発見されている。須恵器のうち器形が確認されたのは甕のみであった。又、灰釉陶器についても大甕、壺(第3図4)が確認されたにすぎない。

さて再び日下部中学校遺跡の年代について考えてみよう。土師器の甕、鉢、杯、皿などは前記2遺跡出土品に極めて類似しており、時期についても、略同時期の略11世紀後半頃と考えてよいだろう。須恵器については甕の破片が見れたのみで時期考察は不可能であった。さて次は問題の灰釉陶器である。器形は大甕、壺が見られる。大甕の胎土はそれ程精々されたものでなく、灰白色を呈しており、猿投山古窯址にて生産されたものであるが、個別の窯については確認できない。壺は第11号住居址出土と明記されているもので、胎土が白色を呈し、かつ焼しまっている点は東美濃系(永田古窯か)古窯址生産品と考えてよからう。東美濃系諸窯の創業時期は猿投山古窯址の中の折戸53号窯期に併行し、その実年代は略11世紀後半以降とされている。従って日下部中学校々庭遺跡の年代については、従来より考えられてきた奈良時代末期～平安時代初頭とは大幅に違う、11世紀後半以降に比定されるべきもと考える。

各遺跡の概観はこれくらいにして、本筋である国分Ⅱ式とはどの様な内容のものか整理しよう。前記3遺跡の年代が11世紀後半を逆のぼらないことが実証できたので、一括資料として把えて誤りはある

るまい。国分Ⅱ式は土師器、須恵器に縁釉あるいは灰釉陶器を伴うことを最も大きな特徴としてあげられ、土師器の基本的な組合せは甕、鉢、釜、杯、皿、台付椀、甑であると言える。この内甕は、鉢短い、あるいは長目の口縁部が外反し、内側に稜を形成することを、杯・皿にあっては口縁部が玉縁で外反し、胴部および底に箆削り整形を加え、器肉が薄い仕上りである点を特徴としており、杯、皿は前記の国分Ⅰ式との区別の相違点としている。国分Ⅱ式とは以上のようなことを内容とするものであり、従ってこの様な杯、皿を出土する住居地は国分Ⅱ式に入るるもので年代は11世紀後半におかれるものと考えられる。又、同時に灰釉陶器（特に東美濃系陶器）を伴っている点にも注目する必要が重要な要素となろう。

#### (iv) 国分式の論争点について

土師器編年史に、国分式において異った編年が見られることを述べたが、この点について私見を触れておこう。

山本が国分式を国分Ⅰ式およびⅡ式と細分したのに対して、上野は山本の主張する国分Ⅱ式に日下部式をあてはめており、国分式と「日下部式」との相違点は「日下部式は薄手であり、口縁は、玉縁……底面の糸切はヘラにてカットしており、器面全体にヘラ調整が行なわれているので、国分式に見られるようなロクロ目は見られない。またしばしば器面に渦状、花弁状のヘラによる箆磨のあとが見られる。墨書を伴う」ことであるとしているが、この上野の言う相違点を今一度検討してみよう。まず底部の糸切の箆削りについては、県下全体にこの時期のものに見られるわけだが、この技法は東京都・中田遺跡のD地区16号あるいは62号などから出土する須恵器杯にもみられる。中田遺跡のそれは「底部の周囲1cm位は、箆で削られ……全面にわたり箆削り」であり、須恵器、土師器の違いはあっても、その技法は同系統のものと考えてよいだろう。又、胴部の箆削りについては中田遺跡からはその出土はないが、宮城県・砂押川遺跡、長野県・大塚遺跡などから散見されている。これは底に見られる箆削の技術を応用したものの一種と考えてさしつかえあるまい。口縁部が玉縁で外反する点については国分式の標式遺跡である千葉県・須和田遺跡、先ほどの中田遺跡などの杯にすでに外反傾向が見られるのである。又、墨書が伴出する点を載げているが、これも先ほどの須和田遺跡や、その他多くの遺跡で発見されており、一県に見られる現象ではない。

以上が上野の主張する日下部式の特徴に対する私見であるが、結果としては日下部式の特徴のすべてが国分式の系統を受け継いだものと言えることから「日下部式」と呼称する必要はなく、日下部中学校々庭遺跡の出土物は国分式を数段階に分けたうちの一段階、即、国分Ⅱ式としてとらえた方がより合理的と言えよう。ただ、皿形の器形について留意する必要があろう。

「日下部式」という型式は、その標式遺跡となる日下部中学校々庭遺跡の出土遺物を程示することなく用いられているものであり、倉田芳郎の「資料を提供することなく、つまり、反論の余地をのこさ

ず理解させようとすることは本来無理すぎるのではないか……。研究者が資料として使えない標式遺跡は、読者を困惑させるばかりではないかと考えるのである。」<sup>38</sup> という考えに通じるものであろう。編年研究が遅れている本県にあってはなおさら資料の明記があつてしかるべきではないだろうか。

## (二) 国分式の編年に対する問題点

前記の如く国分式を国分Ⅰ式およびⅡ式とに細分したが、国分式の編年にあたって若干の問題点となることが見られるので述べてみたい。

まず、国分式の遺跡を調査した場合、必ずといってよいぐらい、灰釉陶器が判出する事実であり、<sup>39</sup> このことが編年に極めて重要な影響を与えるのである。即、灰釉陶器の生産が開始されたのは猿投山古窯址を例にとれば、鳴海32号窯期である8世紀後半のことであり、この年代を土師器に対比すると略国分式が開始された時期と一致するのであって、この2者が併行して存在するという点に編年上の重要な要素が認められるのである。それはとりもなおさず灰釉陶器が土師器の編年をするうえにおいて有効な性質をもっていることに他ならない。その性質は2点あり、第1にどこの古窯で生産されたものか、その作られた時代がいつか等について明確な検討を加えることができる点と、第2に灰釉陶器が他国に移出するために生産されたものであり、このことが各県下へ時期的な灰釉陶器を蓄積したと考えられる点である。その好例が長野県下に見られる。長野県下における灰釉陶器の在り方は8世紀後半から散見され、9世紀末から10世紀初頭の黒笛78号窯期になると以前に比べより多くの灰釉陶器が見られ、更に11世紀初頭の黒笛90号窯期に至っては、黒笛78号窯期に比べ4倍近い多量の灰釉陶器が発見されていること、又、平出遺跡においても第5様式から灰釉陶器の伴出が確認されている点は参考となろう。

これらの点より国分式の細分を行うには、灰釉陶器を活用し、たとえば10世紀の灰釉陶器が伴出する土師器はこういうもの、11世紀の灰釉陶器を伴出する土師器はこういうものといった具合に、灰釉陶器をつかって逆に土師器を規定していくという方法をとることが、今後の研究に多いに役立つであろう。即、国分式の細分は灰釉陶器とのかわり合いの上に考察すべき必要性があると言え、日下部中学校々庭遺跡の年代再考がこの必要性を雄弁に現わしたと言え、灰釉陶器の存在に注意することなく行なわれる年代の考察がどれだけ危険を内包したものかが痛感されたのである。

\* 次に国分式をⅠおよびⅡに分けた点について述べよう。国分ⅠおよびⅡ式という区別は器形の上から行つたものであり、県下の発掘に於いて実際に時間的関係が把握されたものではないから、このことについての今後の検討が必要である。また、関東編年との対比も今後の問題といえる。国分式Ⅱ式についても、このⅡ式に判出する灰釉陶器に比べ、更に古い器形と考えられる台付碗（第3図5）が御坂町地内から発見されていることから、この古い器形を伴出する土師器がどのようなものであるかによつては、更に一型式が設定されることが可能であり、更にⅡ式以降についても同じことが言える

のである。従って、今回の編年は今後の研究の進展によつては変更されるものと考えている。

最後に国分「Ⅰ」・「Ⅱ」式という呼称について考えてみたい。国分式を細分するかたちで把握することについては筆者も賛成である。それは筆者が「糸切」（糸切後に箇削されたものも入れて）という点に国分式の最大の特徴があると考えているからに他ならない。（中世のものを除く）しかし、今回の編年を通して国分式をⅠ、Ⅱ式というように呼称した場合において、割り切れない点が存在してくるのではないかと考えた。それは土師器の器形においては同形態をとるが、伴出する灰釉陶器の器形や年代がそれぞれ違う場合が考えられるのではないかという憶測からでてくるものである。が、この点についてはその様な事例が明確になってから述べるべきことであり、今回はその様なことが考えられるのではないかという位にとどめておきたい。

県下の土師器編年を試みたが、筆者浅学ゆえに誤って把握している点もあろうかと思われる。先学諸兄の痛切なる御批判をいただければ望外の喜びといえる。（菊島美夫）

注 ① 杉原莊介『原史学序論』

② 金井塚良一他「五領遺跡B区発掘調査報告」『台地研究』13号

③ 萩原弘道「土師式文化前期に対する一考察—矢倉台式土師器の提唱」『西効文化』8号

④ 小出義治『伊東市史』

⑤ 岡田淳子、服部敬史「土師器編年に関する試案」『八王寺中田遺跡』資料編Ⅲ

⑥ 小出義治他「土師式遺物」『平出』

⑦ 山本寿々雄「山梨県土師編年図表（案）」『山梨県の考古学』

⑧ 上野晴朗「一宮周辺の土師雑考」『甲斐史学』丸山国雄会長還暦記念特集号

⑨ 山本が1971年調査の末木遺跡の結果から国分式はⅠ、Ⅱ式に細分されるとの見解をとつたのと対峙する。

⑩ 山本寿々雄『土師式土器集成』のうち山梨県分を担当した。

⑪ 上野晴朗「山梨県甲府市伊勢町遺跡調査報告」『甲斐史学』11号

⑫ 若月直「山梨県岡部村出土の土師器」『古代』21～22号

⑬ 山本寿々雄「甲斐天神山前方後円墳出土の駁について」『富士国立公園博物館研究報告』3号

⑭ 折井忠義「山梨県上九一色村出土の土師器」『甲斐路』20号

⑮ 若月直「山梨県出土土師器の一資料」『若木考古』第47号、「山梨市下神内川出土の土器について」『若木考古』第52号

⑯ 拙著「出土遺物」『甲斐国国分寺周辺聚落址の調査（予報）』

⑰ 杉原莊介「武藏和泉遺跡調査報告」『考古学』11卷5号

⑱ 金井塚良一『東松山市の土師器』の鬼高式の壺に類似性が見られる

⑲ 山崎金夫原図

⑳ 上野晴朗『原之京鍛冶遺構報告』中に記載されているが資料提示なし。

㉑ 岩崎卓也「真間式土師器小考」『大塚考古』第8号

㉒ 注5に同じ

㉔ 注9に同じ

- (25) 注14に同じ
- (26) 小出義治他「山梨県日下部中学校聚落遺跡概報」『上代文化』19号
- (27) 檎崎彰一「瓷器の道」『名古屋大学文学部二十周年記念論文集』
- (28) 若月直「山梨県八日市場聚落遺跡調査概報」『上代文化』28号
- (29) 大場盤雄は『平出』（1955年刊）の中に長野県外における発見例として「長野県に接する八県中私の乏しい知見では新潟、富山、…山梨の六県には発見を見ないのである」と述べていることから、この時点においては日下部中学校々庭遺跡からは灰釉陶器の出土が確認されなかつたと解してよかろう。
- (30) 注26に同じ
- (31) 注28に同じ
- (32) • (33) 注21に同じ
- (34) 注8に同じ
- (35) 小笠原好彦「丹塗土師器と黒色土師器」『考古学研究』第18巻2号記載のものを引用
- (36) 岡田正彦「長野県更埴市屋代大塚遺跡調査報告」『信濃』第22巻4号
- (37) 滝口宏「市川市須和田奈良時代遺跡」『古代14、15合併』
- (38) 倉田芳郎「南関東における住居址出土の土師器」『考古学雑誌』50巻3号
- (39) この点については古い国分式に伴出するか否かは明らかでないが、今後の調査によって確認される可能性があるといえよう。なお関東以北については更に検討を必要としよう。
- (40) 注27に同じ
- (41) 杉原莊介『土師器集成』本編1
- (42) 勝沼町教育委員会保管・後日報告の予定

## 13 総括

山梨県においては、この種の埋没条里遺構を含む歴史考古学の研究はまだ端緒を得たのに過ぎないが、文献史学、歴史地理学、自然地理学等の研究分野の協力をもつてながら、特に国府、国分寺、条里の三者を関連させての問題解決をしてゆかなければならぬと考えている。

それにしても今回の条里、非条里地区を含めて条里面と居住地区との両者について得難い成果を見ることが出来たことはよろこばしい。特に非条里地区の微高地では、果樹園等の農業改善地区にありながら国分期（平安期後半）の住居址を検出し得たことや、付近の包含地からは古い土師器や、鎌倉期にいたる常滑（灰釉）の資料も伴出している事実から、少しでも高いところに住居して古代埋没条理をうけつぎ、それが満たされていたことになるであろう（不幸にして関連住居址についての検出には成功しなかつた）杭 No.407地点における溝状凹地についても、長い時代の所産であったことの事実（鬼高1～灰釉0—53期）や、堆積状況の観察からは、細砂層の堆積と共に一種の三角州を作り出していたことになるだろう。付近の状況は、その使用に多くを耐え得た証差であると考えられる。そして今回の調査に連なるであろうか政庁の位置の具体的確認はその考古学調査に期待されるところが大であるが、全体を通してみて或種の予察が可能である点までこぎつけてきたことの意義も又大きいものと考えている。